

成年後見支援センターインタビュー

税理士は、成年後見制度の扱い手にピッタリ

佐藤部長と高澤センター長に聞く

高齢者人口の増加が進み、介護や成年後見等社会全体での高齢者への保護が要請されている。東北税理士会では、4月2日に、成年後見支援センター（以下支援センター）を開設しました。

支援センターでは、今後、税理士が自己の業務を進めていくうえで、成年後見制度の知識を持つことは不可欠である、との観点から、すべての税理士の積極的なかかわり、センターの利用を勧めています。

そこで、佐藤光生公益活動対策部長と高澤圭一成年後見支援センター長を訪問し、支援センターの活動内容や利用方法などについていろいろ質問してきました。その内容を、10、11月号にわたり報告します。

— 支援センターの設立目的はなんですか。

部長 近年、急速な高齢化により、認知症などによる支援が必要な方の激増が予想されているなか、判断能力が不十分な方の財産管理や身上監護を通じて、誰もが安心して生活していくよう、保護し支援するのが成年後見制度なのです。

支援センターは、税理士の社会貢献活動の一環として、この制度に取り組む税理士会員の養成と支援を目的に開設

— 今話された無料相談について教えてください。

高澤 仙台をはじめ、福島、岩手からや、税理士からの問い合わせも増えてきています。市民からは、認知症の家族がいる場合の法定後見などの利用方法や、福祉関係者からの税務に関する問い合わせもありますね。税理士からは、顧



されました。

— 支援センターでは、具体的にはどんなことをするんですか。

部長 事業内容としては、

①制度の利用をお考えの方を対象とした無料相談を行います。

②制度に関する業務に携わる税理士会会員の養成および支援を行います。

③制度に関する行政・司法機関および関係団体等との連絡調整を行います。

④制度の普及・定着に関する施策を行います。

高澤 この無料相談は、成年後見制度の利用を考えている税理士をはじめ、一般市民から

— 具体的な相談方法について教えてください。

高澤 まず、電話、または本会ホームページの専用フォームから、支援センター事務局に連絡してください。

今回、同封したチラシの裏面が相談内容のシートになっていますので、必要事項を記載して、FAXしても結構です。

高澤 電話での相談は、毎週月曜日の10時から午後4時（受付は午後3時30分まで）に、担当の相談員が対応します。必要に応じ、本会会館と各県税理士会館において、面接相談も行います。相談時間は原則として30分以内です。詳しいことは、本会ホームページ（東北税理士会 成年後見で検索）をご覧ください。

— 無料相談の開設日と時間はいつですか。

高澤 詳しいことは、本会ホームページ（東北税理士会 成年後見で検索）をご覧ください。

— 今までの相談状況、内容はどういったものでしたか。

高澤 手からや、税理士からの問い合わせも増えてきています。

市民からは、認知症の家族がいる場合の法定後見などの利用方法や、福祉関係者からの税務に関する問い合わせもありますね。税理士からは、顧

— 成年後見人に従事しようと考えている会員に、どんな研修があるんですか。

部長 まず、本会が行う研修に



佐藤公益活動対策部長



高澤成年後見支援センター長

問先の任意後見の相談など、実務的な質問も来ています。

